

ここが聞きたい 4人の議員が一般質問

一般
質問

第3日目に一般質問が行われ、4人の議員が町政について質問しました。



石川 保 議員 (5ページ)

- ① 芳賀台の住環境も含む開発について
- ② 公共下水道事業の今後の進展、計画について

北條 勲 議員 (6ページ)

- ① 小・中学校入学時の保護者負担軽減について
- ② AEDの屋外移設について



小林 一男 議員 (7ページ)

- ① 財政について

岩村 治雄 議員 (8ページ)

- ① 空き家対策について



一般質問とは



一般質問は、定例会において行われ、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものです。質問する議員も、受ける執行機関もともに十分な準備が必要なことから、通告制とされています。

質問時間は、1人につき質問・答弁を含め60分以内とされています。

〈次回の定例会は9月2日からの予定です〉

みんなで議会を傍聴しましょう

議会は、はがチャンネルでも放送します。

— 放映時間 —

会議当日 午後8時から
再放送 翌日の午後2時から

芳賀台の住環境も含む開発について

問 芳賀工業団地には約2万2千人が働いているが、従業員はなぜ芳賀町に住まないと思うか伺う。

答 町長 町の唯一の住居系市街化区域である祖母井地区は、住居拠点としては市街地規模が小さく、住宅供給能力が低いこと、医療機関や公共交通機関などの一部都市機能が不十分であることなどが挙げられると思われる。

問 都市計画法第34条第11号等による50戸連たんを活用した芳賀台の住環境の整備の考えはあるか伺う。

答 町長 都市計画法第34条第11号は、おおむね50戸以上の建築物が連たんをしていて地域のうち、県が条例で指定した地域においては、一定の条件の建築物が立地可能となる制度です。しかし、厳しい基準が設けられており、思うように区域取りができない場合が多くなっています。このため町では、集落の特性に応じた町づくりを計画的に進めるために、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画制度の活用を図るべきと考えています。

問 芳賀台の開発による新たな商業集積地を考え、隣接する「ゆいの杜地区」に対抗する位置づけとし、住みたい住環境にすべきではないか。

答 町長 芳賀台に隣接する下原地区は、LRTの導入に伴い、交通結節点であるトランジットセンターが整備され、都市的地利用の需要が生じることが想定されます。このため地区計画制度を活用し、既存住宅地の改善を図りなが

公共下水道事業の今後の進展、計画について

ら、農地等の都市的土地利への転換を適切に誘導することで、産業拠点における住機能の一部を担う良好な環境の生活拠点の形成を図る考えです。既存住宅地の環境改善や新たな住宅地の創出とともに、買い物等商業機能の立地が図れればと考えています。内容は今後地域住民との協働により検討することとなります。

問 地元の方に新しい商業集積地について提案をし、積極的に議論してもらえようよう進めていただきたい。

答 建設産業部長 至急地域の皆さんに検討いただけるような資料を準備し、話し合いができるように進めてまいります。



▲ゆいの杜地区

問 公共下水道事業は、下原新町、祖母井中部地区整備事業をはじめ、芳賀高跡地住宅地建設事業、さらに食肉センターの新設による工事計画と、膨大な事業費がかかる。今後、LRTなど大きな事業が入ることにより、公共下水道事業の遅れや、計画の見直しなどができないか、今後の進捗について伺う。

答 町長 下原地区については、みどりヶ丘団地の整備に着手し、同団地の日市地区の整備を順次進めることとしています。また、平成29年度には、県畜産酪農研究センター芳賀分場跡地を含め、赤坂地区から北側の一部エリアについて新たに整備区域とするため、事業計画の見直しを実施する予定です。なお、建設計画が進められている食肉センターの排水については、現時点では公共下水道への

の整備に着手し、同団地の整備完了後、殿山団地や三日市地区の整備を順次進めることとしています。また、平成29年度には、県畜産酪農研究センター芳賀分場跡地を含め、赤坂地区から北側の一部エリアについて新たに整備区域とするため、事業計画の見直しを実施する予定です。なお、建設計画が進められている食肉センターの排水については、現時点では公共下水道への

受け入れは決定されていません。町では、平成40年度の整備完了を目標に設定しているところですが、財政状況や祖母井中部・北部の市街地整備の進捗状況によっては、整備完了が遅れることも考えられます。今後とも計画的かつ効率的な下水道整備を図り、早期の完了を目指します。



石川 保 議員

一般質問



北條 勲 議員

小・中学校入学時の保護者負担軽減について

問 小・中学校の入学時に机、ランドセル、制服運動着、自転車などの準備で保護者負担が大変になっています。芳賀町でも「入学祝金」をつくり費用負担の一部を支給できないか。なお、支給する場合は現金でなく、商工会商品券で交付できないか伺う。

答 町長 子育てにおいて経済的支援も必要だと思いますが、基本的には保護者が負担すべきと考えています。町では一時的な支援という形ではなく、子どもが生まれてから義務教育を終えるまでの期間を通

して支援できるような施策が望ましいのではないかと考えています。

問 人口減少は税収の低下にも影響するおそれがあります。人口減少を制度的に止めようと入学祝い金や入学記念品制度を実施している自治体があります。また町にあるゴルフ場の親会社では、第3子に200万円を支給して社員確保をしています。町の人口減少対策を伺う。

でいます。ソフト事業で概ね1億円以上を投資しています。

答 企画課長 人口減少対策は昨年より取り組ん

AEDの屋外移設について

問 AEDは、心肺停止状態になった患者に電気ショックを与えて正常に戻す機器です。屋内に設置してあり、休日や夜間等は施設が錠ざれ持ち出しができませんことが問題です。学校の出入口に防犯カメラが設置されたので、AEDを屋外に移設できないか。また、町内の駐在所とコンビニに協力をお願いして、町のAEDを貸し出しすれば救命率の向上になるのでは。

答 健康福祉課長 また年間講習会の対象者は、AEDはすべて購入です。管理担当は公共施設を担当している部署です。

問 学校の夜間不在のため必要性は低く、盗難やいたずらの危険があります。駐在所への設置も近隣に家が何軒あるのかを考慮すると、救急車を要請するほうが現実的です。コンビニは利用頻度が高いので有効と思いますが、店舗で設置すべきであり、町として貸与する必要はないと思われず。

問 町長はコンビニ側が設置すべきと回答したが、茨城県牛久市や愛知県江南市では、コンビニ・学校・交番にお願いをし、市がAEDを購入して設置している例があるので今後検討できないか。

答 健康福祉課長 町内のコンビニに伺ったところ、アルバイト店員がAEDを使えない時の責任追及の心配があり困難と考えているような状況でした。財政状況・消防・関係課と協議して検討していきたいと思えます。

問 町のAEDはリースか購入か。管理の方法は、



財政について

問 町では、今後、LRT整備を初め、大型事業が予定されているが、各事業財源をどう確保し運営していくのか、財政運営の選択と集中を念頭に伺う。

答 町長 平成27年度単年度の財政力指数は1.02となっており、2年連続で普通交付税の交付を受けない不交付団体となっています。議員ご指摘のとおり、不交付団体であるがゆえに、特別交付税が減額されるほか、臨時財政対策債の発行が認められず、一部の国・県補助金で減額されるなど、財政的な制限を受けています。

また、国において普通交付税の財源を確保するため、平成26年に地方法人税が創設され法人町民税の税率引き下げが行われました。不交付団体である本町は、税率の引き下げ分がそのまま歳入減となっています。今後、地方法人税の拡充に伴う法人町民税の税率引き下げが予定されており、さらなる減収が懸念されます。

問 法人町民税の税率引き下げによる町への影響は。
答 町長 平成27年度の法人税は5億420

0万円が収入となっており、平成31年度には、3億6700万の収入、約1億7500万の減収となることが見込まれています。

問 臨時財政対策債償還に1億4千万支出されているが、9億5千万残っている。この返済計画は。
答 企画課長 償還が終わるのが平成33年から平成36年までということになっています。

問 町単独補助の再検討も必要と考えるが、自然エネルギー活用支援費、新車購入補助金、非散布型農業購入補助金について伺う。
答 環境対策課長 町では太陽光発電システム設置補助を実施しています。他自治体の動向等を参考にしながら、補助の縮小を総合的に検討していきます。

問 商工観光課長 年間120台の予算化をしていましたが、申請台数は年々減少

傾向のため、補助制度は縮小していきたいと考えています。

農政課長 非散布型の農業購入補助金については年々希望者が減少しているため、町の農産物のブランド力向上と農業者の所得向上を目的とした施策にシフトし、この予算額も見直す検討をしています。

問 厳しい財政状況のなかLRTの財源は。
答 町長 国庫助成金である社会資本整備総合交付金の活用を図るとともに、起債と一般財源により対応します。

問 芳賀高跡地の住宅整備計画について
答 町長 既に校舎等の解体工事は完了し、開発許可申請の事前協議中です。本年度に開発許可を受け、調整池工事から着手する予定です。この事業は宅地造成事業特別会計で実施し、他の事業に影響がないような資金計画としています。

問 宅地が完売したと仮定しての収支は
答 建設産業部長 隣接道路と集会施設の関連工事を含め、歳出合計が9億7600万円、うち既に実施した解体処分工事が2億1200万円、今後7億6400万円の事業費を見込んでいます。それに対し、歳入は国庫補助金が約2200万円、残りが分譲地の販売収入で8億7800万円、合計で約9億を見込んでいます。歳入と歳出の比較では、約7600万円の歳出オーバーという試算です。



小林 一男 議員



一般質問



岩村 治雄 議員

空き家対策について

問 空き家についての現状把握はどのようにされているのか、またその方法について伺う。

答 町長 平成25年度に自治会の協力のもと実態調査しました。その結果、全世帯の約2.8%に当たる146戸を空き家として確認しました。その後の調査で、新たに30戸程度を確認しましたが、売却や解体等で空き家ではなくなった物件、また空き家バンクの2件を含め、27年度末時点で空き家は144戸に減少しました。このうち適正に管理されている家屋は80戸程度となっております。

います。

調査に当たっては、担当職員が現地へ赴き現状等を確認、台帳として整理しているところですので。

問 144戸のうち80戸は管理されているとのことですが、管理が不十分な残り64戸の現状とその理由について伺う。

答 建設産業部長 管理不十分は、遠方の方で、ひんばんに管理に來られないという理由が多く、多少草や樹木が生い茂っている状況です。

問 放置されている空き家の固定資産税について伺う。

答 税務課長 空き家でも税金が免除されることはありません。家屋は、評価額の20%は残存価格として残ります。土地については、住宅用地の特例措置があり、通常より安く課税されています。

問 消防防災という観点から、空き家の位置付けについて伺う。

答 総務企画部長 この空き家が治安や防災上、今後問題になっていくことは認識しています。町は持っている情報を芳賀分署、消防団、駐在所等に提供しながら、定期的な巡回や、消防団であれば定期的な訓練時に地元の空き家を回っていたりなど、関係機関、団体と連携し現状確認できるように検討していきます。

問 町民からの苦情等について伺う。

答 町長 平成27年度は9件の苦情があり、内容

は敷地内の樹木や草の管理の不全がほとんどでした。所有者または管理者に対して適性管理を促す通知を発送しています。その後、樹木伐採や草刈等をしていただき、改善されましたが、一部で不十分なケースがありました。遠方の方や高齢の方もおり、管理が困難な場合は、町シルバー人材センターを紹介しています。

今後は空き家を管理できない所有者に同センターへの委託希望についても意向を確認していきたいと考えています。

問 空き家対策特別措置法施行に伴う条例の制定について伺う。

答 町長 平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことで、町内にある管理不全な空き家の所有者に対して、空き家を適正管理するよう指導、勧告、措置命令などを行うこともできるようになりました。この特別措置法に基づき、適切な方策を講じることがで

きることから、条例の制定ではなく、同法の施行に關し、必要な事項を定める規則を制定することとしました。

問 この法律の中で特定空き家について伺う。

答 建設産業部長 特定空き家については、倒壊等著しく保安上危険な状態のもの、衛生上有害となるおそれのある状態のもの、著しく景観を損なっている状態にあるものという定義があります。「特定空き家」に町が判定すると、指導、勧告、最終的には代執行までできるといふことです。

